

議案第 3 号

東郷町表彰条例の一部改正について

東郷町表彰条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、公平性及び透明性をより高めるため、必要があるからである。

東郷町表彰条例の一部を改正する条例

東郷町表彰条例（昭和38年東郷町条例第12号）の一部を次のように改正する

。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第4条中「町公認の団体長」を「各課等の長」に改める。

第7条中「町長をもってこれに充て」を「委員の互選により定め」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

表彰の基準及び手続きを明確化し、公平性及び透明性をより高めるため、表彰の要件等を見直す必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 表彰の要件から納税貯蓄に関するものを削除すること。（第2条関係）
- (2) 具申する者のうち「町公認の団体長」を「各課等の長」に改めること。（第4条関係）
- (3) 東郷町表彰審査委員会委員長の選任方法を見直すこと。（第7条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。